

共用室使用規程

第1条（目的）

本規程は、滋賀県北部産業技術共創センター（以下、当センター）内の共用室の利用条件を定め、秩序ある運用および安全確保を目的とする。

第2条（共用室の位置付け）

1. 共用室は、入居者の休憩、飲食等を目的とする補助的空間とする。
2. 実験その他研究活動を行うことを禁止する。

第3条（利用時間）

共用室の利用時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

第4条（入退室管理）

1. 入室にはカードキーによる解錠を要する。
2. カードキーの管理責任は各入居者に帰属する。
3. カードキーの第三者への貸与・譲渡を禁止する。
4. 当センターは入退室記録その他合理的資料に基づき、事故・汚損等の原因者を特定することがある。

第5条（禁止行為）

1. 実験行為、試料の取扱い、研究活動に該当する行為
2. 試薬、薬品、生物試料、廃液、実験機器その他研究関連物品の持込
3. 物品の常時設置または占有（放置物は当センターの判断で移動・処分できることとする。）
4. 他の利用者の利用を妨げる行為（オンライン会議は原則として、イヤホン・ヘッドセットを使用し、周囲の利用を妨げないこと。）

第6条（連続利用）

1回の連続利用は原則として2時間以内とする。

第7条（IHヒーターの使用）

1. IHヒーターは飲食物の簡易な加温に限り使用できる。
2. 調理行為（炒める・煮込む・揚げる等）、臭気を伴う加熱、長時間連続使用を禁止する。
3. 使用は1回30分以内とする。

4. 使用中に離席してはならない。

第8条（清掃義務）

利用者は、使用後に机、流し台、IHヒーター、電子レンジその他設備を清掃し、原状回復する。

第9条（損害賠償）

利用者の行為により生じた汚損、破損、事故その他の損害は当該利用者が賠償する。

第10条（免責）

共用室内における盗難、紛失、情報漏洩について、県および当センターは責任を負わない。

第11条（是正措置）

県は、規程違反が認められた場合、是正指示、利用停止その他必要な措置を講じることができる。

第12条（他規程との関係）

1. 本規程は、滋賀県北部産業技術共創センター技術開発室使用要綱の特則として定める。
2. 本規程に定めのない事項については、滋賀県北部産業技術共創センター技術開発室使用要綱を適用する。
3. 本規程と滋賀県北部産業技術共創センター技術開発室使用要綱との間に矛盾または抵触が生じた場合は、本規程を優先して適用する。

第13条（技術開発室使用要綱および許可条件違反との連動）

本規程への違反は、技術開発室使用上の義務違反とみなす。

第14条（規程の変更）

当センターは、施設運営上必要がある場合、本規程を変更できる。

変更後の規程は、当センター所定の方法により通知した時点から効力を生じる。

付 則

この規程は、令和8年10月22日より施行する。